

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第12報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成29年3月31日 保医発0331第8号 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について
- ・平成29年3月31日 保医発0331第10号 「検査料の点数の取扱いについて」

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早311		下から10行目	075 固定用金属線 (1)～(2) 略 注 ア 高分子ポリエチレン製又はポリエステル製のケーブルは、脊椎の固定に使用した場合に、固定用金属線として算定する。 イ 略	075 固定用金属線 (1)～(2) 略 注 ア 高分子ポリエチレン製のケーブルは、脊椎の固定に使用した場合に、固定用金属線として算定する。 イ 略	字句挿入
370	右	下から15行目	D009 腫瘍マーカー (1)～(22) 略 <u>(23) ヒト精巢上体蛋白4</u> <u>ア ヒト精巢上体蛋白4は、区分「D009」腫瘍マーカーの「22」CA130の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、区分「D009」腫瘍マーカーの注1及び注2の規定に準ずる。</u> <u>ウ 本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。</u> <u>悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った本検査の費用は区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に併せて算定できない。</u> <u>エ 本検査は、CLIA法により測定した場合に算定できる。</u> (24)～(29) 略	D009 腫瘍マーカー (1)～(22) 略 (新設) (23)～(28) 略	字句挿入